

平 成 31 年

## 第 2 回太宰府市定例教育委員会会議録

平成31年 2 月 20 日

太宰府市教育委員会

平成31年第2回（2月）定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- |   |     |               |
|---|-----|---------------|
| 1 | 日 時 | 平成31年2月20日（水） |
|   |     | 午後1時30分開会     |
|   |     | 午後3時45分閉会     |
| 2 | 場 所 | 太宰府市役所4階 大会議室 |

2 出席委員の氏名

教育長	樋 田 京 子
委 員	野 中 秀 典
委 員	武 藤 佳穂里
委 員	桑 野 裕 文
委 員	日下部 寛 行

3 欠席委員の氏名

なし

4 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	緒 方 扶 美
教育部理事	江 口 尋 信
学校教育課長	吉 開 恭 一
文化財課長	城 戸 康 利
スポーツ課長	安 恒 洋 一
文化学習課長	百 田 繁 俊
社会教育課長	中 山 和 彦
指導主事	堀 浩 二
指導主事	井 上 和 信
指導主事	田 中 稔 彦
教育支援センター室長	古 賀 信 行
教務係	安 部 智 之
教務係	瓜 生 美 咲

## 2月定例教育委員会会議次第

### 1 開 会

### 2 今回会議録の署名委員 桑 野 裕 文 委員

### 3 報 告

(1) 教育長報告

(2) 各課・館の月間主要行事報告

(3) 各課・館の月間主要行事計画

(4) 太宰府市コミュニティ・スクール進捗状況評価について

### 4 審 議

議案第3号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

議案第4号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について

議案第5号 太宰府市中央公民館使用料条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第6号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について

議案第7号 太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について

議案第8号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

議案第9号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

議案第10号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について

議案第11号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について

議案第12号 太宰府市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第13号 太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について

- 議案第14号 太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第15号 「体育の日」の行事支援補助金規則の制定について
- 議案第16号 平成31年度太宰府市教育施策要綱について
- 議案第17号 平成30年度太宰府市教育費補正予算（案）について
- 議案第18号 平成31年度太宰府市教育費予算（案）について

5 閉 会

午後 1 時30分 開会

○樋田教育長

皆さんこんにちは。今日の出席数は5名です。定足数に達していますので、平成31年第2回太宰府市教育委員会2月定例会を開催します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

[会議録の署名委員]

○樋田教育長

今回、会議録の署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、桑野委員を指名します。よろしくお願ひします。

[教育長報告]

○樋田教育長

では、報告です。教育長報告をします。

大きく2点です。先日は小学校3校の年度末復習週間の視察にご参加いただきありがとうございました。小学校でしっかりと学力をつけて中学校に送り出すという言葉もいただき、そのような意識と具体的な取り組みが定着しつつあるように感じています。引き続き、ご支援をよろしくお願ひします。

2点目は、2月8日に福岡教育事務所で管内の教育長会が開かれました。大きなテーマは不祥事防止、それから学力・体力の向上のために、平成31年度をどのようにするかということ協議しています。

資料をいただきましたので、教育委員の皆さんにもお渡ししますが、まず体力調査について説明がありました。小中ともに福岡県が全国平均を上回っているということでした。しばらく落ちこんだ時期があったので、福岡県としてかなりてこ入れをし、「一校一取組」という合言葉で、取り組みを進めた成果も出ているようです。小学校・中学校ともに体力が向上しつつあるということ前提の上で、中学校は非常に高い体力を維持していますが、小学校は同じ事務所間、福岡県内、全国と比べては若干低いので、その原因を調査しています。小学校の体育の授業がおもしろいか、おもしろくないかというアンケート項目では、福岡事務所管内の小学校の子どもたち、特に女子ですが、「楽しい」、「やや楽しい」という答えが若干低いという調査結果が出ています。これをどう分析していくかは今後の課題になりますが、専科じゃないというところも原因の一つと分析しています。体育の授業の改善も、これからの課題になってくると私自身も感じているところです。

以上で報告を終わります。何か質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

[各課・館の行事報告及び行事計画]

○樋田教育長

それでは、各課・各館の月間の主要行事報告及び計画に入りますが、本日は時間の関係

で今後の計画を中心に主なものを説明してください。  
社会教育課、お願いします。

○社会教育課長

社会教育課です。2月の分については行事報告をご覧いただければと思います。

2ページをご覧ください。

3月については、まず訂正をお願いします。子ども会新役員研修会、3日と書いていますが、10日の誤りです。10日日曜日に子ども会の新役員の研修会をプラム・カルコアにて行う予定にしています。

同じく10日、福岡県アンビシャス広場対抗折紙ヒコーキ大会の県大会が行われます。今年で3回目となります。去年は180名ほどの参加があっただけで、今年は現在集約中ですが、参加団体が更に増えているということで、おそらく200名以上の県内のアンビシャス広場の子どもたちが参加する予定で、私たちもお世話に入ります。

17日が、子ども会のリーダー研修会、新年度分が始まります。事前研修を17日日曜日9時半から体育センターで行います。これは太宰府市の子ども会連合会と社会教育課が一緒になって研修会を行います。

次の週の23日から24日にかけて、夜須高原で宿泊研修を行います。現在のところ参加者は81名になっています。

社会教育課からは以上です。

○樋田教育長

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

学校教育課の3月の予定です。

8日、中学校の卒業証書授与式があります。4中学校でそれぞれ時間が少しずれていますが、既に委員さんにはご案内していますので、間違いのないようよろしくお願いします。

15日は小学校の卒業証書授与式ということで、こちら時間もずれています。ご確認をお願いします。

22日は小中学校の修了式です。

29日は小中学校の教職員の退職者辞令交付式がありますので、出席をよろしく申し上げます。

学校教育課からは以上です。

○樋田教育長

退職者辞令交付式は教育委員も出席でしたか。

○野中委員

出てないです。

○樋田教育長

ないですね。辞令交付式があるということだけの連絡となります。  
それでは、文化財課、お願いします。

○文化財課長

2月の報告は後程ご覧ください。

3月です。2ページをご覧ください。

9日は第12期の太宰府発見塾の最終回、10回目になります。講義と、最終ですので閉塾式を実施する予定にしています。

13日に文化財専門委員会の開催を予定しています。これは文化財保護法が去年の6月改正で、4月から施行されます。その中で文化財専門委員の役割が追加になりますので、その説明等を中心に実施します。

文化財課からは以上です。

○樋田教育長

文化学習課、お願いします。

○文化学習課長

文化学習課です。3月の行事予定です。2ページから3ページにかけてご覧ください。

中旬以降に毎週大きなイベントが開催されます。

16日土曜日、ホールイベントアシスト事業で「カレーライスを一から作る」を2回上映します。

23日土曜日、サンリオファミリークラシック「リボンの国の音楽界」を開催します。

次のページで、31日、曜日を間違えています。31日日曜日で修正してください。東風少年少女合唱団第4回定期演奏会を開催します。

これら3件は、本日の資料の中にチラシを同封していますので、ご覧ください。

文化学習課からは以上です。

○樋田教育長

スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

スポーツ課です。2月分の訂正を一つお願いします。9日のテニスコートのポールの工事は延期になり17日まで行われています。

3月の計画です。3ページをご覧ください。

3日に南小校区の防災訓練・ダーツ大会、10日は国分小校区のペタンク大会がありますので、職員とスポーツ推進員が担当します。

その他は定期的な行事です。

スポーツ課からは以上です。

○樋田教育長

何かご質問ありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

もし委員の皆様へ案内を差し上げてなくても、気になる行事がありましたら事務局で対応しますので、遠慮なくおっしゃってください。

[太宰府市コミュニティ・スクール進捗状況評価について]

○樋田教育長

次にコミュニティ・スクール進捗状況評価についての報告を行います。

○教育部理事

「平成30年度小中連携を活かしたコミュニティ・スクール進捗状況と課題」という冊子をご覧ください。

平成30年度各学校の先生方と学校運営協議会の方が4段階で評価した表になります。ピンクの部分は3を超えていると、ブルーの部分は3を下回っているという意味で、おおむね3は超えているのですが、以前から効能感というところで、つまりコミュニティ・スクールによって子どもがどう変容したか、子どもの姿が高まったというところの実感ですが、そこがなかなか十分小学校では味わえていないようです。

次のページをご覧ください。昨年度との比較です。3は下回っていても去年より伸びているものがピンクです。去年より下回っているところを水色としています。

先ほども言いました、効能感のところを下回っていますし、水色が多いところは学校によって固まっており、全体的に学校で固定化していると思います。

その下が中学校です。本年度の3を基準にして、ピンクと水色で色をつけているところ

です。実は、効能感については中学生が高いです。中学生はある程度いろいろな地域行事に出た際に役割が与えられています。祭りのお店での対応や、テントを建てたりなどです。小学生は一般の参加のため、そういった点で子どもたちのすべきことがはっきりしている中学生のほうが、先生たちもやりがいや、達成感を感じているし、子どもも達成感を感じているという部分があるかもしれません。

次のページは昨年度との比較になります。

1 ページからご覧ください。30年度の推進のポイントを四つ挙げました。1 ページの下、赤でつけていますが、子どもたちを地域へ出しましょうということが一つ目です。次代の担い手を育てること、それから地域の活性化を考えてのことです。

2 ページをご覧ください。地域を学校へということで、地域の教材を学校で取り入れたり地域の人を学校のカリキュラムの中で呼んだり、地域で学ぶという機会をつくろうということ

3 番目は、円滑な小中の連携を進めること。

4 番目は、地域コーディネーターの役割を一年間かけて明確にする。

これらが30年度の四つの目標でした。

それで、その下の表に、右アンケートの中で関係ある番号のところその四つの目標が見えるように黄色にしています。

4ページをご覧ください。簡単に考察だけ述べます。

「子どもたちを地域へ」というところです。先ほども言いましたが、小学校については効能感があまり上がらないということで、小学校、中学校にしても先生方が地域、学校と連携したいという意欲や意識がなかなか高まっていません。先生は学校の中で完結しているというか、仕事ができているという感覚があるのです。そのため、家庭や地域と連携したり協同すると何が良いのかを、管理職はしっかり伝えていかないと、コミュニティ・スクールのよさが先生方のレベルまでおりてきていないようです。以前、私は子どもにもコミュニティ・スクールという言葉をご指導してくださいと言ったことがあります。コミュニティ・スクールとは何かと。子どもたちにコミュニティ・スクールと言うから、先生方にも子どもにもコミュニティ・スクールの意味がわかることがすごく大事だと思います。

それから、地域行事については丸の二つ目ですが、教職員の声かけをしている学校はよく参加しており、声かけしていない学校はあまり参加していないようですので、やはり学校総体としての取り組みが関係あると思います。

それから、4ページの(2)「地域を学校へ」ということで、太宰府の自然や歴史、文化について教材化を図ったり機会を捉えて話したりしていることで、小学校で2.9、中学校で2.4となっており、いずれも3を下回っています。特に中学校では低い結果になっていますが、これについては小学校のほうが地域の方が授業に入ったり、地域そのものを学習対象としていたりなど、中学校の場合はもっと抽象的な内容を学習しますので、このような意味合いも大きいのではと思います。

私たちは学校に対し、例えば校内放送で、「次、こんな行事があります」という放送を入れるとか掲示物で張るとか、無理のない活用でいいので太宰府に触れられるようにしてくださいと伝えていきますので、何も授業での取り扱いにこだわらず、どう太宰府を伝えていくかという観点に立ってもらえたらと思っています。

5ページをご覧ください。(3)番、小中の円滑な連携ですが、これは比較的高い数値ですが、中学校で少し下降気味のようです。中学校3年生のゴールゾーンを設定したとしたら、では先生方で小学生ではどういった——例えば低学年ではどんな力をつけておくのか、中学年でどんな力をつけるか、高学年でどんな力をつけるかといったそういった先生レベルでの交流をもう少し盛んにしていかないと、小学校と中学校は6と3できれいに切れてしまっているというような学校もあるのではと思っています。

それから、地域コーディネーターの役割の明確化ですが、少しずつ地域コーディネーターの動きが見えてきたという意見がなされています。やっぱり地域コーディネーターが活発なところは校長先生の構想の中にちゃんと地域コーディネーターが位置づいていますので、管理職がリーダーシップを発揮して地域コーディネーターをどう生かすかが構想の中に入っているのがすごく大事だと思います。

それから5ページ目です。一番下のひし形です。学校運営協議会には何カ所か行っていますが、学校が提案して説明して終わっているということです。例えば、「挨拶があまりできていません」とか「挨拶がよくできるようになりました」ということを言っています

が、その後の話し合いが大事で、では学校は何をしたのかということや家庭で何をするのか、地域で何をするのかという、それぞれが子育ての主体者であるという意識を持って、保護者も遠慮せずには自分たちは何をするか、地域は何をするかということ協議会の中で話し合えるように、来年は少し掘り下げていきたいと思っています。

6 ページの2 全体的な傾向からとあり、コミュニティ・スクールの構想がありますが、学校がこのような構想をしていますというのにはありますが、地域が、例えばどういう位置づけなのかとか保護者がどんな位置づけで学校と関わるのか、地域コーディネーターがどうなのか、そういったところまでが構想に入っておく必要があると感じました。

来年度に向けては四つの重点目標ですが、「子どもたちを地域へ」というのは変わりません。「地域を学校へ」というのも変わりません。③番目ですが、「中学校ブロックにおける円滑な小中連携の推進」ということで、「円滑な」というところに着目しました。もう少し6・3が切れ目のない連権ができたらと思っています。

最後は④番目として役割の明確化で先ほども言いましたが、例えば学ぶ子どもです。学力を高める、高めないではなく学び続ける子どもを育てたいということであれば学校は何をするか、家庭は何をするか、地域はどのような環境をつくるか、それぞれの役割を明確にした推進構想ができていったらいいと思っています。

それから9 ページ以降は各学校が協議した結果をシートに書いています。全部を紹介したら時間がないので、例えば10ページの一番下をご覧ください。一つ、二つ紹介します。

太宰府小学校です。学校は学校だよりで家庭・地域に情報発信し、PTAは地区委員を介して子ども会に連絡を行い、地域は回覧板等で情報を共有しているおり、それぞれがツールを持って情報が全て回るようにしています。こういうところがとてもいいと思います。

それから11ページです。先ほど言いましたが、コミュニティ・スクールの一番上の丸の赤ですが、目標、学校、家庭、地域それぞれの役割が明示されて、意識が急速に高くなってきたということです。目標を達成するためには家庭はこのような協力をしよう、地域はこのような協力をしようということです。太宰府東小学校はこのように動き始めているようです。

それと、あと一校だけ説明しますが、15ページをご覧ください。今度は課題で書いてあるところですが、青で書いてある二つ目の下の段です。情報の共有化のところだけを紹介したいと思います。生活アンケートをとって学力テストの結果などを学校運営協議会の中では説明しています。ところがその結果を保護者や児童には十分に報告が行われていない。いわゆる情報が学校運営協議会の中から出ていないという反省がされています。そのため、先ほども言いましたが、コミュニティ・スクールの意味を考えて、保護者、それから子どもも含めて、子どもも自分は何を頑張りたいという目標を持つか、保護者はどんな目標を持つか、そのような協議が行われていくことで子どもが伸びていくのではないかなと思っています。

ここの協議を見ると各学校の状況等もわかると思います。忌憚のない意見が書かれていますし、一つの学校に二つの相反する意見がある。これも実態だろうと思いますので、見ていただければ学校でどんな協議が行われているのかということを理解していただけたらと思っています。

来年度は、こういった評価の方法がいいか、それとも目標をきちんと定めてそれぞれが何をやるかということで協議をし、協議シートを中心に評価をしてもらうほうがいいのかを考えています。学校は学校でこのような評価をやっています。コミュニティ・スクール状況調査と評価が二重になっている面がありますので、先生方の負担や、ほんとうにこの評価がコミュニティ・スクールの推進につながっているかを考えたときに、少し考えるところがあるので、いい意味での曲がり角というか、これを使わない時期がやってくると思いますので、再度教育委員会等で報告したいと思っていますところ。以上です。

○樋田教育長

今の報告につきまして、何かご質問、ご意見がありませんか。

○桑野委員

一つだけ。

○樋田教育長

どうぞ。

○桑野委員

後である社会教育委員会でも非常に使える資料と思っています。

一つだけ、教育課程という文言を教育課程外と教育課程、使い分けているのか、それとも総称して教育活動という意味で教育課程を使っているのか。

○教育部理事

教育課程と教育課程外というのは、いわゆるカリキュラムに位置づいているのか例えば放課後なのかということです。

教育活動というのは学校が意図して行っている活動ですので、そこは意識して分けたところです。

○桑野委員

では、分けてあるということですね。わかりました。

○教育部理事

それで、例えばさっき社会教育委員との兼ね合いと言われましたが、地域行事は夏に固まっています。子どもたちにとっては、子ども会行事とあまり変わらないものになってしまっているの、そうではない活動が地域で生まれて、先生が行かなくても地域の人がそこで子どもたちと接するという状況ができれば最高だと思っています。

○樋田教育長

ほかにありませんか。

○野中委員

記入者は地域コーディネーターですか。

○教育部理事

違います。これは、学校運営協議会の皆さんと先生たち全員です。ほんとうは保護者の方や地域の方からもお願したいのですが、学校の一番の負担はアンケートです。そのため、それを考えるとなかなかそこまで抽出しなさいと言うのも厳しいと思いながら、今は先生方と学校運営協議会でこれを記入しているところです。ですから学校の考えが強いと思います。

○野中委員

これは、先生方は共有できていますか。

○教育部理事

これは毎年そうですが、ここに評価項目があります。最初はつけていないのですが、この評価項目をコミュニティ・スクールは、今年はこんなことを重点として行きますという構想を学校に配って評価項目を最初に先生方に渡してくださいと言っています。なぜかという、評価そのものは先生方に意識してもらって目標にならないといけないので、これはテストではありませんので、抜き打ちでテストすることではなくて、市として全体でそろえられて求められているのだということを意識していただけるようにしてもらっているところです。

ですので、水城西小学校を後で見ていただいたらわかりますが、評価項目の設定の仕方が悪いとも書いてあります。もっとこんな書き方がいいのではないかなど、非常にありがたく思いました。また、このような設問だったらもっと点数が上がるという。点数が上がるのが目標ではありませんが、そのような意見もありました。

だから、評価項目は最初に示すというのは、テストではなく、目標としていただきたいという趣旨です。

○樋田教育長

ほかにございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。宮崎県のPTAの方が水城小に視察に見えてコミュニティ・スクールの取り組みのすばらしさを非常に絶賛して帰られました。今、文科省の調査で、全体的に人々の地域貢献意識が低下していると。そのような調査結果が出て、自治会活動や子どもの見守りや防災活動にあまり参加しないような傾向が出ているという全国的な傾向がある中で、今、これだけの数字をキープしているというのはコミュニティ・スクールの成果ではないかと思っております。今、理事が言いましたようにいい意味での曲がり角とい

うことで、これを踏まえもっといいものにしていくように考えているところです。

[議案第3号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について]

[議案第4号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について]

[議案第5号 太宰府市中央公民館使用料条例施行規則の一部を改正する規則について]

[議案第6号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について]

[議案第7号 太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について]

[議案第8号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について]

[議案第9号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について]

[議案第10号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について]

[議案第11号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について]

[議案第12号 太宰府市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について]

○樋田教育長

それでは審議に入ります。目次をご覧くださいまして審議事項が結構多いので、まず議案の第3号から議案の第12号までは消費税増に伴う条例、規則等の改正になりますことから、一括審議とさせていただきたいと思います。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは教務係長の朗読を求めます。

○教務係

議案の順に続けて朗読させていただきます。

議案第3号、太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について。

議案第4号、太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について。

議案第5号、太宰府市中央公民館使用料条例施行規則の一部を改正する規則について。

議案第6号、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について。

議案第7号、太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について。

議案第8号、太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について。

議案第9号、太宰府市公園条例の一部を改正する条例について。

議案第10号、太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について。

議案第11号、太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について。

議案第12号、太宰府市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について。

標記について、承認を求める。

平成31年2月20日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、関係課から提案理由の説明を求めます。文化学習課長からどうぞ。

○文化学習課長

議案第3号、太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例についてから議案第5号、太宰府市中央公民館使用料条例施行規則の一部を改正する規則についてまでを一括して説明します。資料は議案第3号が4ページから10ページまで、議案第4号が11ページから17ページまで、議案第5号が18ページから24ページまでです。

これらの改正は、いずれも本年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、各施設の使用料の見直しを行うものです。

条例、規則の改正についての説明は以上です。

○樋田教育長

スポーツ課長からどうぞ。

○スポーツ課長

議案第6号、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例についてから議案第11号、太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について説明します。

こちら、平成31年10月1日から消費税が10%に改正されることに伴い使用料を改訂するものです。あわせて、今まで設定されていなかった30分の使用料金を定めるものです。また、6号の水辺公園に関しては、それぞれの各施設の開園時間を変更するものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

議案12号まで入りますか。

○スポーツ課長

議案第12号は、太宰府市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

こちら消費税絡みによる使用料の改定と、文言が二つあり、専用使用というのを納める持ち主をとということに、利用料金を使用料金に改めるというものです。

以上です。

○樋田教育長

それでは、別途例規資料を別冊でお配りしていますので、それもあわせてご覧ください。

まず、質疑を行いたいと思います。議案ごとに質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいですか。

それでは、議案第4号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいですか。

それでは、議案第5号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいですか。

それでは、議案第6号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

はい、では6号はなしということでよろしゅうございますか。

それでは、議案第7号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○桑野委員

よろしいですか。

○樋田教育長

どうぞ。

○桑野委員

7号の、ページは40ページで、こちらに条例の新旧対照表があります。番号は39ページの5、「市内者とは、使用者のうち市民および市内の事業所又は学校に務める又は通学する者の割合が2分の1の割合を越えている場合をいう」と、ここには明記されています。

一般的に同じような運動施設、例えば議案第10号の運動公園条例の一部の中には梅林公園などが入っています。そちらの中にはこういった文言はないという気がします。そういう意味で、私も施設を利用するときに、例えば梅林などはとられているのは市の方が代表でとられているが、実際使用されている団体は半分以上は市外の運動クラブが利用している場合が多いと感じます。そのあたり、先ほど言いました39ページの5との兼ね合い、何かほかにあるのかですか。

○樋田教育長

スポーツ課長いかがですか。

○スポーツ課長

基本的に体育館や運動公園とかいうのは、事前に施設予約システムでIDをつくっていただいで登録していただいているところです。その登録をする際に、所属している団体の加入者の住所等の一覧をもって太宰府市民が半分以上いるかないかでIDを市内料金に

該当するか、もしくは市外料金に該当するかを判断している状況です。

○桑野委員

いえ、私が質問したのは、最初は予約するときのIDで市の在住のというところはわかります。ただ、実際大会とかいろいろな活動をされている、そこを実際使用されている方の団体を見ると、10のうち一つは登録されたIDカードを持ってらっしゃる方が確かにとられているかもしれないが、ほかの9チームはほとんど市外という場合がよくあるもので、そこまでチェックというのはなかなか難しいのですが、名前だけ太宰府市何とか大会とやっているだけで、実際は公益に乗っ取る場合とかあるので、ほかにそういうところで工夫されているところはあるのかと思い質問しました。

○スポーツ課長

確かに市内、市民団体だけの大会とか上部を含んでの筑紫地区など県での大会等もありますので、その辺は名義貸しなどがないようにいろいろ体育協会とも連携しながらチェック等を行っているところですが、明記と言われると思いつくところがありません。

○樋田教育長

事実上のチェックはいろいろとしてはいます。

○野中委員

総合体育館は総合体育館の窓口で利用申し込みする場合は、そこでチェックしますよね。ところがほかの施設は全ていきいき情報センターに申し込みますよね。

○スポーツ課長

紙での申請です。お金の支払いです。申し込みはIDです。

○野中委員

IDですが、一つのチームで、太宰府市在住の方が二、三人しかなくて、あと3分の2は他市というのが時々ありますよね。IDを持っている方は太宰府市にももちろん在住ですが、実際活動している人をチェックしたらほとんどが市外者であるという。それが顕著に見られるのが梅林アスレチック公園です。だから、そのあたりのチェックをどうやってしていったらいいのかなというのが、ここ数年来、梅林が人工芝化してから顕著になってきました。そのところのチェックをもう少し行政で考えたら、太宰府市でチームをつくっている人たちがなかなか使えないというようなことが減るのでは。

○桑野委員

特に使用料が倍になりますからね。そこでいろいろな方の思いがあるとおもいます。実際、私も駐車場を見ていると、ほとんど太宰府市じゃない車が止まっていることがよくわかるので、少し検討してもらえればと思います。

○樋田教育長

ありがとうございます。

それでは、ほかに第7号についての質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

議案第8号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。

では、議案第9号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。

議案第10号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。

議案第11号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。

議案第12号について質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいですか。

では、これで質疑を終わります。

続いて、討論、採決を行います。これも議案ごとに討論、採決を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第3号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第3号は承認をされました。

続いて、議案第4号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第4号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第4号は承認をされました。

続いて、議案第5号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第5号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第5号は承認をされました。

続いて、議案第6号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、採決を行います。

議案第6号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第6号は承認をされました。

続いて、議案第7号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第7号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第7号は承認されました。

続いて、議案第8号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第6号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第8号は承認されました。

続いて、議案第9号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第9号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第9号は承認されました。

続いて、議案第10号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第10号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第10号は承認されました。

続いて、議案第11号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第11号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第11号は承認されました。

続いて、議案第12号について討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第12号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第12号は承認をされました。

[議案第13号 太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について]

○樋田教育長

続きまして、議案第13号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係

議案第13号、太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について。

標記について、承認を求める。

平成31年2月20日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

80ページになります。それでは、文化学習課長の説明を求めます。

○文化学習課長

それでは、議案第13号、太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について説明します。資料は80ページから82ページです。

今回の改正は、第14条に規定する様式第3号、団体利用申込（変更）書の様式を見直し、これまで小中学校、幼稚園、保育所などについて個々に定めていたものを一本化するものです。

以上で改正の説明を終わります。

○樋田教育長

ただいまの説明について何か質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

採決を行います。

議案第13号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第13号は承認をされました。

[議案第14号 太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について]

○樋田教育長

次は議案第14号を議題といたします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係

議案第14号、太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について。

標記について、承認を求める。

平成31年2月20日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

スポーツ課長の説明を求めます。

○スポーツ課長

議案第14号、太宰府市立小学校及び中学校の開放に関する規則の一部を改正する規則について説明します。資料は83ページから85ページをご覧ください。

こちらは、働き方改革に伴い、小中学校の完全閉庁日が増加されることにより、学校施設の閉鎖日の変更を行うものです。なお、説明が後先になりますが、報告の(3)で学校教育課から学校閉庁日の取り扱い概要の説明があります。

以上です。

○樋田教育長

報告の(3)は一緒にあわせてしますか。

○学校教育課長

この件については、一応前回の教育委員会の中でご報告していただきましたので。

それに伴っての改正になります。後で説明しますのは具体的な要綱をつくっています。

○樋田教育長

ということ踏まえて、何か質疑、討論あわせて、こういった問題でもいいのですが。

○桑野委員

いいですか。

○樋田教育長

どうぞ。

○桑野委員

質問です。単なる事務的なものといろいろな手順の問題だけだと思うのですが、全てこれまでのところ一番上の平成、空欄、空欄、空欄、全て空欄で、これらは、いわゆる手順の問題だけですか。議会を通さないといけないとか予算の問題とかだけですよね。

先ほど、閉庁日の関係は一回通っていたような気がするから。その日付になってもいいのかなという気もしたのですが。

○樋田教育長

今の質問の回答を。

○学校教育課長

今おっしゃったように日付の関係です。前ははまだ概要ということでの説明のため、具体的な要綱という形でお示ししていませんでした。ただ、このように取り扱いをしたいということでご了解はいただいたと認識をしています。

今回は、議題には上げておりませんが具体的な要綱の形で条文化したものを後ほど説明します。

○桑野委員

わかりました。

○樋田教育長

よろしいですか。

○樋田教育長

どうぞ。

○野中委員

8月の12日から8月の16日まで、たまたま今年度の暦が月曜から金曜になっているのですよ。来年度の暦では、12から16が月曜から金曜にならないでしょう。そのときは、毎年こうやって改正をするのですか。

○学校教育課長

そのあたりも要綱の中で説明しています。

○桑野委員

振りかえないのでしょうか。

○学校教育課長

振りかえはしません。

○樋田教育長

今は承認事項になりますので、説明できる範囲でお願いします。

○学校教育課長

協議事項の中に入れております要綱の案をご覧ください。資料6のお配りしました差かえ分という資料です。

○樋田教育長

別途差替えをお配りしています。資料6。

○学校教育課長

今日配布した分で差しかえ分というのがあります。

○樋田教育長

机上に右肩に差し替え分と書いてある資料があると思います。

○桑野委員

今日、これ配ってありましたか。

○学校教育課長

机上に配付しています。

先にこちらを説明します。

太宰府市立小中学校における学校閉庁日の取り扱いに関する実施要綱（案）ということでお示ししています。

こちらの目的は、従前から説明していますように、学校閉庁日の取り扱いを明確にするということと、教職員の年次有給休暇等の取得促進を図る目的で実施要綱をつくっています。

閉庁日については、長期休業中で、閉庁しても差し支えがない日にちに閉庁するということです。夏季休業期間中は8月の12日から16日まで、冬季休業期間中は1月4日と12月28日ということです。

第3条の取り扱いということですが、学校閉庁日には学校施設は開放しないということです。基本的に生徒は登校させない。それから部活動も実施しないということです。

ただ、学校長の許可を受けた上で条件つきですが、教育委員会に届け出をすることで部

活動等を行うことができます。これはあくまでも例外的なもので、例えば九州大会に行く、全国大会に行くなどの特別な事情があった場合は、練習期間が不足等の事情があるかと思えますので、やむを得ないと考えますので、出せば簡単に使えるとか、そういう理解ではないことは学校の先生方にもしっかりと伝えていきたいと思っています。

それから閉庁日における緊急連絡先は学校教育課です。

閉庁日の服務に関してですが、第4条に、教職員の方は基本的には福岡県が定めます服務に従って勤務されていますので、福岡県職員の勤務時間、休暇に関する条例というのがあります。こちらの第3条に規定する週休日及び第10条に規定する休日を除く学校閉庁日は有給休暇、それから特別休暇、振りかえ等を取得するとなっています。そのため休日ではありません。先生方は休日ではないため、この間は年次有給休暇等をとっていただいて、休みの取得促進ということで使っていただくという認識です。

それから、ただしということで記載しているように、年次有給休暇等の取得は強制ではないので、事情によっては、例えば病気休暇とかそういうことで年休をたくさん取得されていて、ここを休んでしまうと欠勤になるなど、特殊な事情がある場合は、そこを強制するものではありません。ただし、この実施要綱の趣旨は、先生方の休みをしっかりとっていただいて休養をとっていただくことと、考えていますので、なるべく休みはとっていただいて休養していただくと考えています。

それから、その第2項にも記載しているように、閉庁日が週休日もしくは休日に当たるときは振りかえを行わないということです。ですから、この日数だけを見ると7日間になりますが、実質的には土曜や日曜、それから先生方のいろいろな休み等が重なって、日数的にはそんなに増えないということもあります。来年は、実際に暦でカウントしますと4日ですが実質的な休みをとっていただく形になります。

○樋田教育長

よろしいですか。それを踏まえた上で何かご質問がありますか。

○野中委員

今年は、閉庁日を3日間されましたよね。実態的には完全に閉庁日になったのですか。

○学校教育課長

だと聞いています。

○野中委員

そうですね。仮に一人職員が行って、絶対仕事をこの日にいないとってということで入った場合には、管理責任者は校長ですか。

○学校教育課長

そうですね。

○野中委員

だから、その辺のところの兼ね合いがちょっと心配しているのですが。年度当初にこの閉庁日を設けた意図をしっかりと先生方に理解をしていただきながら、なるべく休んでいただくと。計画的に仕事もやっていただきながらというところを周知徹底しないと、ほんとうにこの閉庁日を実施する意味がなくなってくる。職員が出ているってわかっていて校長は遊びには行けないでしょうと私は思います。仮に部活があれば、そこで事故が起こった場合には、当然管理責任者は校長ですから。

#### ○学校教育課長

先ほど説明しましたように、基本的には学校を開放しないということで考えていますので、校長先生にもそれは教職員に対して周知徹底をお願いしたいと思っています。

部活動は、これはこの趣旨自体が実施しないということで、部活動も含めて先生方のお休みを確保するというで考えていますので、その理解はしっかりしていただかないといけません。

#### ○桑野委員

この文言上、責任は教育委員会ですよね。校長じゃないと思いますが。学校長の許可を得た上で教育委員会への届け出によって実施させることができるのであって、届け出たかどうか。校長先生はそういう自覚と職責があるのは重々わかりますが、緊急連絡先は学校教育課とするとあえてうたっているということは、何か起きたときには教育委員会の責任かと思います。

#### ○野中委員

教育委員会の許可じゃない、届け出ですから。

#### ○桑野委員

届けをどうとるかですよね。

#### ○野中委員

最終的には学校長の許可ですから。夏休みの盆明けに県大会がある種目があるのですよ。それを理由に部活する人がいますよ。だから、そこをある程度休むように指導はしていかないと。せっかく学校閉庁日を要綱をつかって規定しているけれど、なし崩しに行かないようにしていったほうがいいと思います。その辺を教育委員会としてしっかり指導していただけたらと思います。

#### ○樋田教育長

閉庁日については、働き方改革の中で新しく取り組みが始まり、どこの市町村も試行錯誤しながら日にちの設定や内容も含めて、現在、実施しているところ。そんな中で、今言われた課題も浮き彫りになってくると思います。そういう意味ではその課題をきちんと踏まえ、他市町村の状況も把握しながらその課題の解決、そしてほんとうに有効な取り組みになるように検証していかなければいけないと思っています。

我々もいろいろな情報を提供したいと思いますので、今後もいろいろなご意見をいただければと思っています。

○野中委員

情報です。来年度の中体連関係の大会日程が前倒しになっているのを知っています。ということは、盆前に県大会を終わらせる日程を組んでいるようです。そのため6月ぐらいから大会が始まるようです。だから、さっき私が盆明けに県大会というのはないでしょう。

○桑野委員

私の範囲でも、今年は例の天皇のゴールデンウィークがあるので、あの関係には学校関係の中体連、高体連までは強制力はないのですが、大学、社会人はあの間に公式戦はするなという通達が競技団体から来ています。だから、私の団体もできません。ただ、中体連絡みの場合はその日にやってもいいと。しかし、いずれにしてもいろいろな競技団体ではちょっと困っているところではあります。日にちだけじゃなく、これは施設との関係がどうしても出きますので。

○樋田教育長

ありがとうございました。

それでは、第14号についてほかに質疑、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、討論を終わらして採決を行います。

議案第14号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第14号は承認をされました。

[議案第15号 「体育の日」の行事支援補助金規則の制定について]

○樋田教育長

議案第15号、86ページになりますが、を議題といたします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係

議案第15号、「体育の日」の行事支援補助金規則の制定について。

標記について、承認を求める。

平成31年2月20日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、スポーツ課長の提案理由の説明を求めます。

○スポーツ課長

議案第15号、「体育の日」の行事支援補助金規則の制定について説明します。資料は86から92ページをご覧ください。

毎年「体育の日」の行事支援として、各校区、自治協議会で実行委員会を組織していただき、そこへ補助金を交付してきましたが、監査から補助金交付の根拠法令がないことを指摘されました。その対応策として新たに規則を制定するものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

それでは、この件につきまして質疑、討論を行います。質疑、討論はありませんか。

よろしいでしょうか、補助金の交付規則を定めたということです。

○日下部委員

確認ですけれども、新規でこの規則を定めたということですね。

その指摘に応じて、今回改めてこの規則をつくったということで、この前段になるものは特にはないということですね。

○スポーツ課長

実施要綱で実施していました。

○桑野委員

これは予算のことがあるので、この場でどうこうというのが非常にあるので、予算の別冊の中にはある項目でうたわれている金額があるのですが、こちらのほうには36万を上限と、そうするとその金額割る36だと大体自治区なのかコミュニティーなのか、太宰府市の場合四つの中学、七つの小学校を想定された、今までの現実を踏まえた上での、あえて監査からの要請もあり規則をつくったと理解してよろしいですか。

○樋田教育長

これは、実際には執行していたのですが、きちんと交付規則をつくるべきとの指摘でした。

○日下部委員

わかりました。

○樋田教育長

よろしゅうございますか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは討論を終わりましたして採決に入ります。

議案第15号につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第15号は承認をされました。

[議案第16号 平成31年度太宰府市教育施策要綱について]

○樋田教育長

引き続き、議案第16号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係

議案第16号、平成31年度太宰府市教育施策要綱について。

標記について、承認を求める。

平成31年2月20日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

こちらは別冊があります。右肩に別冊1と書いてある平成31年度教育施策要綱（案）と書いてある分です。

この3ページまでは、体系までは先月承認をいただきまして、その他の具体的な施策内容についても先月配付していただきました。内容に目を通していかと思いますので、ページにかかわらずお気づきの点を出していただきたいと思います。

○桑野委員

11ページの赤で囲ったところは掲載するか要協議ってなっていますが。

○樋田教育長

11ページの（8）の事業内容のところですね。赤四角で囲んだ③のところですか。説明をお願いします。

○社会教育課長

社会教育課です。

この四角の赤枠ですが、この項については国の補助金の申請をしていますが、採択の基準が変わってきており、それらも踏まえ、絶対補助金がつくという状況にないものです。当初予算にも計上していますが、今後補正等で対応ということにもありますので、そのような意味合いから予定事項ということで今回は上げているところです。

説明は以上になります。

○樋田教育長

この要綱に最終的に載せるか載せないか、いつごろ決定しますか。

○社会教育課長

議会の最終日に間に合うような形になると思います。2月末ぐらいに国から通知が来ると思います。

○桑野委員

なるほど。

○樋田教育長

そのような状況ですので、その結果を見て、少し表現が変わることはあり得るかと思えます。

よろしゅうございますか。

○桑野委員

星印が二つあるじゃないですか。二つともそうですか。

○社会教育課長

四角の中のひし形ですね。

○桑野委員

ひし形。二つともですか。

○社会教育課長

そうですね、どちらもです。

○桑野委員

国の予算がつかなかったらできないということですよ。

○社会教育課長

そこはまた前倒しで、補正で30年度の予算でくみ上げたりとなりますので、31年度の枠の中でどうするかというところは含みを持っているということです。

○樋田教育長

そのような状況がありますので、どこまで詳しく書くかということも含め、内部でもう少し協議させていただいてよろしいですか。

○桑野委員

はい、お願いします。

○樋田教育長

ほかにございませんか。

よろしいようでしたら、これは次回までの継続審議ですので、会議終了後に個人的な質問をいただいても構いません。次回までに事務局に修正を出していただいても構わないと思っています。

○野中委員

22ページの語句の使い方ですけれど、(6)の事業内容の①のひし形の三つ目のところに「取組み」で「み」が入っているじゃないですか。それから(7)の博物館の前に説明書きのあるところが「目指す取組み」というひらがなになっています。この表記は統一したほうがいいと思います。

この二つしか探しきれなかったのですけれど。

○樋田教育長

確認いたします。「取組み」はいっぱい使っていますので、「み」がついたり「り」が入ったり、そういう表現があるようですので、いずれにしても確認して全てを統一したいと思います。

ほかにお気づきの点はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、次回までに再修正しますが、社会教育課は、いつまでに修正を出していただいたらいですか。

○社会教育課長

3月の6日水曜日までにお願いできますか。

○樋田教育長

3月6日。

○社会教育課長

はい、6日水曜日です。

○樋田教育長

3月6日水曜までに最終ということをお願いします。

○社会教育課長

電話でも構いませんしメールでも結構です。

○樋田教育長

メールでも電話でもいいということで、それでほぼ確定ということになるかと思いますが、ので、次回ご承認をいただくことになります。

[議案第17号 平成30年度太宰府市教育費補正予算（案）について]

○樋田教育長

それでは、議案第17号を議題といたします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係

議案第17号、平成30年度太宰府市教育費補正予算（案）について。

標記について、承認を求める。

平成31年2月20日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

これも別冊が入っていたと思います。別冊の2と3です。横置きの分です。横置きのペーパーの分で薄い分が補正です。では、文化財課課長、説明をお願いします。

○文化財課長

文化財課です。

歳出をご覧ください。

11款の災害復旧費。

○樋田教育長

3枚目ですね。

○文化財課長

歳出ですね。1項の文化財施設災害復旧費1目文化財施設災害復旧費です。これが水城の東側が災害を受けたものの災害復旧で、金額は変わりませんが、補正額の財源内容をご覧いただきたいのですが、170万について一般財源だったものを、これは市債が効くということが新たに判明したもので、そのために地方債という財源に組み替えたものです。

戻っていただきまして歳入が、市債の災害復旧債ということで170万円を上げる内容です。金額そのものは変わりません。

最後のページですが、第3表地方債補正ということで、全体として現年発生単独災害復旧事業債が170万増えて1億3,220万円となっています。

以上です。

○樋田教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

最後のページです。第2表繰越明許費補正について説明します。

この事業については、昨年、平成30年9月補正で承認いただいている学校施設整備基本構想案策定事業（小学校分）の194万4,000円、学校施設整備基本構想案策定事業（中学校分）の194万4,000円について、この事業は平成31年度までの継続事業です。当初予定していた平成30年度予算分としての前金払いですね、3割分の請求がされないということが決定したために繰越明許費補正をさせていただきます。

要は30年度の予算分を31年度に繰り越させていただくということで、全額31年度で支払いをするという形になります。

説明は以上です。

○樋田教育長

議案第17号について説明が終わりました。質疑、討論を行います。何かありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。

それでは採決を行います。

議案第17号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第17号は承認をされました。

[議案第18号 平成31年度太宰府市教育費予算（案）について]

○樋田教育長

では、議案第18号を議題とします。では朗読を求めます。

○教務係

議案第18号、平成31年度太宰府市教育費予算（案）について。

標記について、承認を求める。

平成31年2月20日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

こちらは別冊3です。1ページより順を追って説明を各関係の課長が説明しますが、説明の仕方、質問の受け方としては、歳出の目というところがあります。その目ごとに説明と質疑を受けたいと思います。あと承認については最後一括でしたいと思います。特に目の中でも、教育施策要綱の重点項目とか新規事業を中心に説明をしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは、下水道事業関係、城戸課長どうぞ。

○文化財課長

文化財課です。

3目下水道事業費の細目261番雨水管・下水管設置文化財調査費です。これは雨水・下水を引くのに内山の竈門神社のところにぶつかりまして右側に曲がった道で、布設が予定されていますので、それに伴いおよそ100平米ほどを発掘調査をするための費用です。

内容については、発掘調査のための作業員の賃金や指導謝礼、それから現場で使う消耗品、燃料費、印刷製本費、仮設トイレの汲取手数料、それから委託料と機械の使用料で、合計168万3,000円で上げています。

以上です。

○樋田教育長

今の土木費の下水道事業費につきまして何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいですか。それでは、10款教育費の1項1教育委員会費についてお願いします。社会教育課長。

○社会教育課長

10款1項1目の教育委員会費で教育委員会関係費447万1,000円について説明します。

この予算は、教育委員会の報酬、特別旅費、研修旅費等で、例年とほぼ同額で計上しています。新しいものはありません。

以上です。

○樋田教育長

ここで何かご質問ありませんか。質疑、討論ございませんか。

[各委員 なしの声]

○文化財課長

済みません。

○樋田教育長

どうぞ。

○文化財課長

先ほどの飛びました8款の土木費の廃項になった道路橋梁費ですが、文化財課で昨年度セットバックなどに伴う発掘調査費ということを持っておりましたが、31年度はゼロになりますという項目です。ですから30年度は364万3,000円ありましたが、31年度は一番左側

はゼロになったものです。

○樋田教育長

では、あわせて今の説明をお受けしたということにしたいと思います。

そこまで含めて、まず教育委員会費までよろしいですか。

それでは、2の事務局費に行きます。

○学校教育課長

10款1項2目の事務局費です。

本年度予算は4億270万円の要求額を計上しています。前年度と比べ6,147万9,000円の増となります。

右側の細目について説明します。

001の職員給与費は604万9,000円の増額です。

飛びまして細目150学校教育運営費ですが、5,710万8,000円の増額です。

次ページ、151不登校対策費が、167万8,000円の減額です。

一番大きいのは学校教育運営費ですのでこちらを中心に説明します。

7節の賃金です。こちらは、学校現場でさまざまな課題が生じていますのでこれに対応するための人員配置で対応しているところです。

まず、小学校の英語専科の臨時講師を新規で2名分雇用で266万9,000円を計上しています。

その下の指導主事ですが、1名増として2名分の予算を計上しています。264万1,000円の増加となっています。

一つ飛んでその下、特別支援教育支援員ですが、5名増ということで55名の予算を要求しています。これは単価のアップ分も含めて742万5,000円の増加となっています。

それから、13節をお願いします。委託料です。ICT関係の学校における環境整備ということで、13節でICT支援業務の委託料として1,201万2,000円を計上しています。

14節です。こちらにもICT関係になりますが、学校を無線LAN環境に置くために改修するための賃借料を計上しています。教育情報ネットワーク機器賃借料で、前年に比べて1,469万9,000円の増となります。

それから、同じくICT関係で、小中学校パソコン教室の入れかえで、1校40台で440台分1,847万2,000円が前年度から比べると増額となっています。

その下ですが、これは新規です。ソフトウェア等のライセンス使用料で175万4,000円を計上しています。これはマイクロソフトのソフトウェア使用料を、通常パソコンにセットとなっていますが、それを安く導入するために別枠での計上をしています。

以上です。

○樋田教育長

2の事務局費全体についてご質問ありませんか。質疑、討論はありませんか。

では文化学習課。

○文化学習課長

資料4ページをご覧ください。2目事務局費の中の最後です。細目160太宰府市文化スポーツ振興財団関係費3,257万9,000円です。

これは30年度も同額で、プラスマイナスゼロということですので、文化スポーツ振興財団に対する補助金です。

説明は以上です。

○樋田教育長

160までですね。何かご質問、ご意見等、質疑、討論はありませんか。

どうぞ。

○武藤委員

不登校対策費、151項目になりますが、その分は減少したという説明がありましたが、少し詳しく教えていただけますか。

○学校教育課長

スクールソーシャルワーカーを中学校ごとに1名配置して、小学校もあわせて見ているところですが、勤務体系を改めて、一人の方が週1日しか来ていないところを週4日の契約という形にしました。

○武藤委員

月4日。

○学校教育課長

週4日です。で、二人雇用する形で。時給単価が非常に高かったのですが、まとめた形で、実際の勤務時間は倍ぐらいになり、給与がトータルで下がった形になっています。

○武藤委員

では下がった要因はその部分が大きいということですね。

○学校教育課長

そうです。処遇と勤務帯などを少し扱って、トータルの勤務時間数は逆に増えています。

○武藤委員

増えているのですね。ありがとうございました。

○樋田教育長

ほかにご覧いませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

後でお気づきになったら戻っても構いませんので、またおっしゃってください。  
では、3の人権教育費に行きます。社会教育課長。

○社会教育課長

3日人権教育費です。

細目110の南児童館指導事業関係費になります。今回101万6,000円計上しています。昨年から比べると8万円ほど減額となっていますが、ほぼ同額と考えていただいてもよいと思います。この事業については、地区児童生徒の学力保持進路保障と社会体験等を通して自主性、自立性を高め差別をなくすための実践力を育成させるための事業ということで計上しているものです。

続きまして、次の5ページをお開きください。

細目111人権教育推進費558万5,000円について説明します。これについても、昨年同様ではありますが、一部印刷製本費について、まず人権作品集啓発冊子等が12月以降に作成するもののため、消費税10%に上がる分の増額になっていることと、最近市内の全児童生徒の増加がみられるため、一部印刷部数を若干増やしていることから増額が発生しています。この事業については、人権意識を高めるために、子どもから大人まで全ての年齢層に対して人権教育が大切であり、そのため家庭・地域・学校及び職場などあらゆる場を通じて人権教育啓発の推進を図り、基本的人権尊重の精神の育成を推進するための事業になります。

説明は以上です。

○樋田教育長

何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。

では次の目4特別支援教育費です。

○学校教育課長

特別支援教育費です。

平成31年度の予算要求額は2,736万5,000円です。前年比で439万2,000円の増額になります。

右側の細目を説明します。

150で教育支援委員会関係費、これは前年並みです。

それから151特別支援学級運営費ですが、156万9,000円の増額です。

細目152通級指導教室運営費ですが、311万6,000円の増額です。

特別支援学級ですが、来年度が増設が9学級、それから新設が3学級ということで12学級増える見込みです。対象の児童・生徒数ですが、本年度より約50名程度増えて250名前

後になると見込まれています。まだ確定はいたしていません。

それから、通級指導教室ですが、国分小学校に1学級増設、それから太宰府東小学校に1学級新設予定です。その関係の備品購入費などが増額の要因です。

○樋田教育長

何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

小学校費の1学校管理費をお願いします。

○学校教育課長

10款2項小学校費の1目学校管理運営費です。こちらは、31年度の予算要求が5億4,036万1,000円です。本年度と比べ3,035万2,000円の減額要求となっています。

内訳は、細目の001職員給与費ですが、1,036万4,000円の減額です。

それから、次に細目150小学校管理運営費ですが、こちらは6,771万6,000円の増額です。

8ページになりますが、細目151小学校建設費は8,770万4,000円の減額です。こちらは後ほど社会教育課長から説明があります。

私からは、戻っていただき、細目150の小学校管理運営費の主な項目について説明します。

7ページをお願いします。13節委託料です。こちらでは4,348万2,000円を計上しています。人件費等が上がっており、学校用務員の業務委託料、それから小学校の給食調理委託料が上がってきています。入札は今からですので、最終的に幾らになるかははっきりしませんが、見積もり上はこれぐらい上がってきているということです。上がった金額ですが、学校用務員が444万6,000円です。それから小学校の給食調理業務委託料が3,538万8,000円の増額となっています。

それから、そのほか13節の下の方ですが、水泳指導業務委託料ということで1,178万1,000円を新規に計上しています。水城小学校と水城西小学校の水泳授業の中で技術指導をスイミングクラブに委託する費用としています。それと、あわせて指導の場所もスイミングスクールを使うことでの委託料です。

次に、14節です。使用料及び賃借料です。電算機等賃借料ということで、小学校の教職員のパソコンの入れかえをします。据え置き型でなくてクレードルタイプということで、モニターの部分だけ外せて教室に持って行けるようなものに改めます。その入れかえの関係で、電算機等の賃借料が前年と比べて1,360万5,000円の増額となっています。

それから、一番下ですが、夏休みに小学校のプール開放事業というのを実施していましたが、昨年の猛暑で熱中症が発生し、用心して解放予定だったものが中止となり、実際には7回しか開放できておりません。それから、前年まで利用されていた学童保育も30年度以降はもう利用しないことになりましたので、利用が非常に減ってきているところです。それとあわせて、保護者の方たちにもプールサイドで監視するなど、非常に負担になっていること、実際に保護者の方で体調を崩されたということもあるため、これらを勘案して

プール開放事業を廃止するという事です。これについてはPTAの役員の方には事前にお話をして了解は得ているところです。

そのかわりとしまして、市民プールの利用券を小学生に対しては配布し、そのための利用料を計上しているところです。

それから、19節の負担金補助及び交付金ですが、これも新規事業の扱いになりますが、小学校給食食材費補助金ということで968万円を新規に計上しています。この補助金ですが、近年食材費が上昇しており、小学校給食の量や質を確保することにおいて学校給食会、それから栄養士、栄養教諭等が非常に苦慮しているところで、数年前から課題となっていました。市の学校給食理事会では、平成31年度からの値上げを検討しており、保護者の代表の方の理解等も得ていますが、筑紫地区全体の動きで合わせて値上げを実施したほうが良いということで、給食費を値上げするまでの不足分を今年度補助金として支出するために予算を計上しています。今年度は消費税も上がるのでそのあたりも含めて食材費全体の値上げを見極めた上で引き上げをするのであれば具体的な金額を31年度中に詰めていきたいと考えているところです。

以上です。

○樋田教育長

2番の下の教育振興費までお願いします。

○学校教育課長

教育振興費ですが、これは就学援助になります。学校のいろいろな校納金等を家計が厳しくて支出が難しいという家庭について援助しています。ここは前年比とほぼ同額を計上しています。

○樋田教育長

社会教育課長補足ですね。

○社会教育課長

8ページです。151小学校施設整備費の1億3,940万9,000円を説明します。内容がわかりませんので全て簡単に説明します。

11節需用費消耗品費ですが、これは施設の修繕材料費として7万6,000円、これは例年どおりの額で計上しています。

13節委託料になります。樹木維持管理等委託料ということで剪定や枝打ち等、あと緊急対応分ということで400万円計上しています。

校舎等補修工事設計管理等委託料161万円については、毎年夏休みに実施しています営繕工事に伴う設計管理業務を上げています。

校舎等改造工事設計管理等委託料909万2,000円ですが、まず水城西小学校教室棟の外部の大規模改造工事の管理業務187万円計上しています。そのほか、水城西小学校教室棟の今度は内部の大規模改造工事の設計業務260万1,500円を計上しています。先ほど補正で説明しました学校施設整備基本構想案策定業務の小学校分の462万を計上し、これについて

は消費税増税分の2%も含んでおり、あわせまして909万2,000円で計上しています。

あと校舎等管理委託料ですが、これについては電気工作物保安管理業務委託、あと給食用リフト保守点検業務委託は南小と水城西小分です。あとエレベーター保守点検業務委託は太宰府小学校、太宰府南小、太宰府西小、国分小、水城西小です。そのほか取水槽、防火水槽清掃管理業務委託、プール循環操作器等保守点検業務委託、運動施設保守点検業務委託、空調機の保守点検業務委託は電気で、ガス空調器保守点検業務委託と、新たに小学校特殊建築物定期調査業務委託7校分544万3,200円、あわせて1,310万円を計上しています。

新規の小学校特殊建築物定期調査業務委託について簡単に説明しておきます。学校施設の維持管理の徹底については、平成27年10月付で文科省から通知がっており、学校施設は児童・生徒等の学習生活の場であるとともに、非常災害時に避難所として地域住民の避難生活の拠点として役割を担うものであるということから、日常のみならず災害時においても十分な安全性、機能性を有することが求められることから、特定行政庁が指定するものの管理は建築基準法に基づいて法定点検、12条点検って一般的に言われていますが、この実施及び報告が義務づけられています。

本市が有する小中学校11校は、この法定点検の義務づけがない学校に属するものとして今までやってきていました。しかしながら、昨年度7月の豪雨、30年の台風21号、あと北海道の胆振東部地震等によって、これまで経験したことのない事象が起り、重要インフラの機能に支障を来たすなど、国民経済や国民生活に多大な影響が発生したということで、全国の学校施設等において災害発生時の人命にかかわる耐震性の有無及び劣化状況の緊急点検の実施について、平成30年10月付の文科省より義務づけがない学校も調査対象とする旨の依頼が来ています。

そういうことから、検査内容を改めて確認すると、法定点検同様の点検を求められており、今後は学校施設を改修する上で財源となる国庫補助についても、採択を行う上で維持管理の点検状況について確認を行うためチェック項目にもこの項目が新たに設定されています。そういうことで適切な維持管理が強く求められ、平成31年度分策定を目指している学校施設の構想案等についても劣化状況の把握について、今後の施設計画優先順位などを採用する重要な項目と捉えていることから、今回予算を計上しています。

あと、14節使用料及び賃借料ですが、仮設校舎賃借料として3,453万1,000円計上しています。内訳は、水城西小学校の仮設校舎の賃借料で1,995万8,400円、あと太宰府南小学校の仮設校舎賃借料で1,457万2,440円を計上しているところです。

最後に15節工事請負費です。校舎等補修工事2,500万円については、例年同様夏休みにかけて実施します営繕工事の2,100万円と、太宰府小学校の樹木伐採等で492万8,207円、それと給食用のリフトの補修です。太宰府南小と水城西小をあわせて170万9,640円の計上をしているところです。あと校舎等の改造工事については、水城西小教室外部大規模改修工事で5,200万円計上しています。

説明は以上です。

○樋田教育長

教育振興費まで入れて何か質問はありませんか。

○日下部委員

質問というか確認になります。認識間違いをしていたらいけないので再度お伺いしたいのですが、水泳指導業務委託料は次年度初めて計上される分ですね。小学校が2校その対象ということですね。これは、その施設、プール自体も先鋒のプールを使うということで認識したのですが、そこに係る移動費なども全て含めての金額ということになりますか。

○学校教育課長

そうですね。

○日下部委員

わかりました。ありがとうございます。

○樋田教育長

そうしましたらよろしいですか。

進め方ですが、おそらく時間が足りなくなりそうなので、少し要領よく説明していただくことと、ご質問を中心に受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の学校管理費に行きます。

○学校教育課長

中学校ですか。

○樋田教育長

はい、中学校です。

○学校教育課長

10款3項中学校費の1目学校管理費です。31年度予算として6億6,127万9,000円を計上しています。前年度と比べて1億2,602万円の増額の予定です。

内訳です。右側の細目001職員給与費はほぼ同額です。

それから、細目150中学校管理運営費は449万1,000円の増額です。

10ページです。151の中学校施設整備費ですが、こちらが1億2,148万8,000円の増額となっています。ここは後ほど社会教育課長から説明がありますので、150の中学校管理運営費を説明します。

まず、13節委託料をお願いします。この中で新規事業として、中学校運動部部活動外部指導者派遣事業委託料に311万4,000円を計上しています。これは新規事業になります。細かい分は新規事業も後ほど協議事項の中に入れていきますので簡単に説明します。

文科省が平成28年度の学校教育法施行令の一部改正し、スポーツ、文化、科学に従事する教育活動の中で部活動指導員という制度を位置づけたわけですが、それに係るものとして文科省は部活動指導員と形で補助事業としてメニューを組んでいます。実際のところは1校当たり一人分の予算しか文科省で補助対象となっていないので、既にボランティアの形で過去複数の方が来ておられる中で補助対象となる方とならない方の格差が生じるの

もいかなものかということで、文科省の制度には乗っていませんが独自の制度として今回外部指導者派遣事業という形で提案をしているところです。細かい分は後ほど説明したいと思います。

○樋田教育長  
社会教育課長。

○社会教育課長  
説明します。

151中学校施設整備費 5億1,889万7,000円を説明します。

先ほどの小学校と項目としては一緒です。今年増額になっているのは校舎等改良工事設計管理委託料の中の小学校にもありました学校施設整備基本構想案策定業務の中学校分462万円が新規ということで計上しているからです。

それと、10ページにあります校舎等管理委託料についても、先ほど説明しました特殊建築物定期調査業務委託ですが、これも中学校分があり、中学校分が311万400円と、今年新規で増額となっています。

あと工事については、一通り説明します。校舎等補修工事は営繕工事になります。施設改修工事については、太宰府西中学校の外壁防水改修工事で2億1,300万円。それと校舎等改造工事で、太宰府中学校の大規模改造工事、教室棟の内部の二期工事になります。1億5,735万1,700円です。もう一つが太宰府東中学校のトイレ改修工事で1億607万4,100円、合計で4億8,822万6,000円となっています。

工事の説明は以上です。

○樋田教育長  
その下の2の教育振興費は一緒ですね。こここまでで何か質問はありませんか。  
[各委員 なしの声]

○樋田教育長  
よろしいですか。  
それでは、10款教育費4社会教育費に行きます。社会教育総務費お願いします。

○樋田教育長  
では文化学習課長どうぞ。

○文化学習課長  
では文化学習課の関係の部分を説明します。  
130生涯学習推進事業費、これは主催講座を開きまして市民の方に受講生として参加いただくという事業になります。510万8,000円。対前年比88万3,000円の増になります。増額要員の主なものとしましては、13節電算委託料129万6,000円。これは本年度元号が改まること、消費税の税率が変わることによって施設予約システムの改修が必要になることからこの委託料が本年度一時的に発生するものです。

続きまして、細目131いきいき情報センター管理運営費。8,589万5,000円。対前年比270万3,000円の増となります。大部分を占める指定管理料は据え置きです。変わりました主なものとしては15節工事請負費、施設改修工事で620万5,000円が今年度予算を計上しています。建物の老朽化が激しいので、建物としての機能を維持管理するための改修が主なものです。あわせて修繕料についても、前年40万円だったものが80万円に増額しています。

続きまして、12ページです。細目の160文化芸術振興費です。これは講演会、音楽会等のイベントを開催する事業となります。600万7,000円。前年比15万4,000円の減となります。減額になった理由としては、19節が減っており、30年度は糸島地区、筑紫地区の文化協会で開催する芸術の祭典の開催市でしたので35万円の補助金がありましたがそれがなくなったことが主な減額の要因です。

文化学習課からは以上です。

○樋田教育長

次は社会教育課ですね。

○社会教育課長

社会教育課です。

140の社会教育団体支援費についてです。これについては、昨年度と同額で計上しています。主にPTAや婦人会などの社会教育活動を行う社会教育団体を育成するための予算で計上しています。主にPTA連合会への補助金や婦人会への補助金、家庭教育学級への補助金になっています。

続きまして、141社会教育委員等関係費です。これについても昨年同様、同額となっています。社会教育委員会と地域活動指導員に係る予算で、報酬、賃金、費用弁償等となっています。

続きまして、142家庭教育学級等運営費で、これについては昨年と比べると7万5,000円増額をなっています。内容としては、ここに出ていますように家庭教育学級の講師謝礼、消耗品、託児委託料、あと社会見学等を行いますのでバスの借り上げ料になります。

以上になります。

○樋田教育長

ここまで何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

次は2青少年教育費です。社会教育課長。

○社会教育課長

青少年教育費です。

140成人式運営費になります。これは、成人式記念式典を開催するための予算で、例年同様の額で計上しています。今のところ、会場も本年同様プラム・カルコア太宰府で行う

予定です。内容については、記念品代、手話通訳謝礼、司会者謝礼、お花代、あとは成人式のパンフレットとペーパーバック。対象者も八百名弱ということで、対象者としても例年と同数程度で予定しています。

続きまして、141子ども会関係費について説明します。これについては、昨年と比べると50万ほど増額となります。これはリーダー研修になります。各自治会、子ども会のリーダーの育成ということで例年開催しているもので3月に宿泊研修、6月にキャンプ場での研修、10月に体育館での最終研修と、年3回行っているもので、この講師謝礼は例年どおり計上しているところです。

続きまして、142の子どもの遊び場事業費になります。これは例年と同額で消耗品費とアンビシャス広場連絡協議会の補助金5万円ということで計上しています。

それと143青少年教育団体支援費172万円については、青少年育成のための関係団体への支援を行う予算で例年計上しており、少年の船教会への補助金、あと太宰府リーダーズクラブへの補助金ということで、これについては昨年同額で計上しています。ただ、今回この分が増額となっているのは、交流事業バス借上げで、中津市へのバスの借上げをしています。この事業そのものは、国際交流化事業で姉妹都市・友好都市交流事業というのがあり、その中でジュニアリーダーズクラブと中津市のジュニアリーダーとの交流キャンプをしています。平成30年度は中津市の予算でバスの借上げ料や施設等の減免などをしていただいたところで、今年度は本市でバスの借上げ等を計上しているところです。

○樋田教育長

その次の青少年対策費まで説明をお願いします。

○社会教育課長

続きましては、青少年対策費です。これも例年どおり計上しています。これも関係団体の支援で、補導連絡協議会への補助金と青少年育成市民の会への補助金を予算計上しているところです。

以上です。

○樋田教育長

ここまでのところで何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいですか。

それでは、図書館費に行きます。

○文化学習課長

4目図書館費です。

細目は130図書館管理運営費1項です。7,467万5,000円で、当初予算比でいうと前年から10万7,000円の増となっています。

大部分を占める13節委託料の指定管理費は前年と同額です。

それから、18節備品購入費の図書についても、若干減りますがほぼ同額となっています。変わったところとしては、15節工事請負費で、トイレ改修に係る予算が11万2,000円計上されています。

なお、30年度は、工事費については6月補正で計上しましたもので、監視カメラで110万円を上げていますので、6月補正後の比較であれば昨年よりは若干下がっています。

図書館費については以上です。

○樋田教育長

では公民館費もお願いします。

○文化学習課長

続きまして、5目の公民館費です。

130中央公民館管理運営費7,926万7,000円です。当初予算比でいうと昨年から1,645万円の増となっています。

増額の要因としては、15節の工事請負費1,477万9,000円があげられます。これについても、30年度に6月補正で1,400万円を上げていますので、6月補正後の比較ということであればほぼ同額になるという考え方になります。

これら中央公民館の工事に関しては、館の機能を維持するためのどちらかというメンテナンスに類するような電気設備の工事が主で、利用者の方にとっては直接目に触れにくいところですので、あまり改善した実感は持たれないかもしれませんが必要な工事費であると思っています。

続きまして、131地区公民館関係費です。2,578万円で、これは対前年比1万3,000円の減になります。

主なものとしては、19節の地区公民館施設整備補助金2,400万円で、自治会が運営している公民館の補修に関する補助金です。これについては30年度と同額の2,400万円が維持できています。

公民館費については以上です。

○樋田教育長

図書館費、公民館費について質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは文化財関係。6文化財整備費です。

○文化財課長

文化財課です。

細目280史跡地公有化事業費3億1,268万8,000円です。これは例年同じくらいで3億円をかけての史跡地の公有化を予定しています。その中で01報酬のところですが、市長のマ

ニフェストの政庁復元プロジェクト委員会を予定しており9人分が史跡対策委員会の中で増やしているところです。あとは、公有化に係る鑑定料や家屋の調査料などになります。

それから、281史跡地管理事業費、これも史跡地の草刈り、見回り、車止め、樹木の剪定、伐採、トイレの管理に使用している費用です。その中で、特に31年度は13節委託料の工事設計管理委託料、それから15節の工事請負費の文化財保存修理整備工事があり、これは特別史跡大野城跡の国分5丁目の民家に接するのり面が崩れており、この修理で計上しています。

それから、282番水城跡整備事業費ですが、23万7,000円、こちらは30年度の12月補正で前倒しをしましたので、ほとんどが前倒し分に含まれているため大幅な減額になっています。

17ページをお願いします。283番大宰府跡等整備事業費です。2,226万5,000円ですが、これについても国庫補助分は30年度の12月補正で前倒しになっていますが、補助対象外の単費分が工事費として約2,000万を計上しています。これは、国庫補助分と一緒に31年度国庫補助分は繰り越しますので、この分と一緒に工事をしていくことになっています。

#### ○樋田教育長

文化財全て一緒にいいですか。

#### ○文化財課長

続けます。7目の文化財活用費です。

280番史跡整備協議会関係費ですが、これは例年とほぼ変わりません。その中で07賃金を新たに計上していますが、これは平成で言いますと32年度に全国史跡整備市町村協議会、600自治体ほどが加盟しており、これの全国大会を太宰府で開くことが予定されています。そのための準備を始めるための事務補助員1名を計上しています。

281番文化財施設管理運営費6,326万9,000円ですが、これは文化ふれあい館、太宰府展示館、水城館の指定管理の委託料等になっています。

282番文化財保存継承事業費1,654万3,000円、これは保存協会をはじめとしての補助金になります。

283番太宰府発見塾関係費、これは次年度も太宰府発見塾を予定しており、そのための講師謝礼や旅費を計上しています。

284番市民遺産育成関係費359万4,000円、これは太宰府市民遺産についての市民遺産会議を開催したり、新たな市民遺産を認定したり、そのためのリーフレットを作成するための費用です。

それから、285番日本遺産育成関係費2,355万4,000円ですが、これは歴史文化基本構想を生かした観光拠点の補助金があり、これを今申請していますが、2,000万強で申請していますが、実際30年度はその4分の1ほどになりますので、これは申請額として今回計上しています。実際には決定しないとわからないものです。

8目の文化財調査費です。280番文化財調査費、これは主に埋蔵文化財の発掘調査費に当たるものです。来年度は、発掘調査の現場2件、それから市内各地の試掘調査があります。

11節需用費の印刷製本費の中では、発掘調査の報告書が4件予定をしています。

続きまして、281番原因者負担分文化財調査費、発掘調査の費用で、事業者からお金をいただいて発掘調査を行う分です。1億4,848万ですが、来年度は6件を予定しています。これも、その事業者、原因者からお金を入れていただかないと執行できない仕組みの費用です。

文化財は以上です。

○樋田教育長

文化財関係、何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

いいですか。それでは若干駆け足になって申しわけありませんが、次の保健体育総務費をお願いします。

○スポーツ課長

細目130学校体育施設開放関係費919万9,000円、これは小中学校の体育館と校庭、並びに学業院中学校のテニスコートを解放するための費用です。大きな増減等はありません。

続きまして、細目131スポーツ推進費です。こちらは13節の委託料、下から二つスポーツ推進計画策定業務委託料150万とスポーツ施設個別計画策定業務委託料300万が新規事業となっています。2つとも31年、32年の2カ年事業で債務負担を27ページに計上しています。

続きまして、2目施設管理運営費細目130スポーツ施設管理運営費1億6,572万2,000円ですが、こちらは15節の工事請負費の施設改修工事866万4,000円、4施設の7件の工事を計上しています。こちらとも昨年の6月補正後と比較すると大きな増減はないと思っています。

以上です。

○樋田教育長

スポーツ課関係は何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいでしょうか。

あと災害復旧の文化財課。

○文化財課長

最後です。11巻の災害復旧費ですが、これは990万、災害復旧関係費文化財施設ですが、項目としてとるために1,000円上げています。毎年災害等の事象が起こっているため、その準備のために計上しています。

以上です。

○樋田教育長

歳出を中心に説明しましたが、次のページからは歳入、そしてそのあとに債務負担行為、地方債等々の説明もあわせて資料も載せているところです。前もってお配りしていた中で、説明が不足しているなどありましたら、全体的に今から質疑、討論を行います。何かありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

よろしいですか。

それでは、質疑、討論を終わりましたので採決を行います。

議案第18号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって議案第18号は承認をされました。

これをもちまして2月定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは、ご異議なしと認め、これで2月定例会を閉会いたします。

午後3時45分 閉会